

大通達甲（警務）第6号
大通達甲（監察）第3号
令和元年7月5日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

各種ハラスメント事案及び職員の規律違反事案に係る匿名相談・通報システムの運用について（通達）

職員が各種ハラスメント事案及び職員の規律違反事案を認知した際に、相談又は通報（以下「相談等」という。）を行いやすい環境を構築するため、統合Webシステムによる匿名相談・通報システム（以下「本システム」という。）を下記のとおり運用することとしたので、所属職員へ周知徹底されたい。

記

1 目的

本システムは、職員が各種ハラスメント事案及び職員の規律違反事案を認知した際の相談等について、専用の匿名窓口を設置することにより、職員が相談等を行いやすい環境を構築し、ハラスメント等の抑止と再発防止を図り、もって職員がその能力を十分に発揮できる良好な勤務環境を確保することを目的とする。

2 相談等の方法

(1) 各種ハラスメント事案

ア 各種ハラスメント事案について相談等を行おうとする職員は、本システムにより、メール種別「ハラスメント相談」を選択し、相談等の内容を入力の上、送信すること。

イ 前記アにより送信された相談等については、警務部警務課において、「大分県警察職員ハラスメント対策要綱」（平成27年3月4日付け大通達甲（警）第4号別添）に基づき対応する。

(2) 職員の規律違反事案

ア 職員の規律違反事案について相談等を行おうとする職員は、本システムにより、メール種別「監察事案通報」を選択し、相談等の内容を入力の上、送信すること。

イ 前記アにより送信された相談等は、警務部監察課において、大分県地方警察職員懲戒取扱規程（昭和29年大分県警察本部訓令第21号）に基づき対応する。

3 その他

(1) 本システムにより送信された相談等については、匿名で受理することから、相談等をした職員に対し、措置状況の通知等を行うことができないので留意すること。

(2) 相談等に当たり、措置状況の通知等を希望する職員は、大分県警察統合情報通信ネッ

トワークシステムによるスターオフィスの電子メール機能により、警務部警務課の「職員相談メール」又は警務部監察課の「監察事案通報」を宛先として指定し、相談等の内容を入力の上、送信すること。

なお、この場合、発信者の氏名も送信先に通知されることとなるので留意すること。

(警務課企画係)

(監察課監察係)